

# 仕 様 書

1 件 名 第3期盛岡市地域福祉計画書印刷等業務委託

2 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月28日（金）まで

## 3 業務内容

本編及び概要版の表紙（表表紙、背表紙及び裏表紙を一体とするもの。）の企画及び編集デザイン、校正、計画書の印刷及び製本、データ作成等納品までの次に掲げる業務一式とする。

なお、業務内容の詳細については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

### (1) 表紙の企画及び編集デザイン

ア 第3期盛岡市地域福祉計画における内容を踏まえ、イラストを挿入することによって視覚的効果を高めるなどしながら、本編及び概要版の表紙の企画及び編集デザインを行う。

イ ユニバーサルデザイン（色覚バリアフリー等）に配慮したものとする。

### (2) 印刷

#### ア 本編

(ア) 数量 500部

(イ) 形状 A4判 1部あたり本文89ページ

（目次、中扉、あいさつを含み、白紙ページを含まない。）

(ウ) 紙質 表紙 マットコート紙 A判 135kg

中扉 色上質紙 薄口（4枚）

上記以外 上質紙 A判 55kg

※ 使用する用紙についての基準は以下のとおり。ただし、基準に適合する用紙の調達が品薄等により困難な場合は、業務着手前に発注者に困難となった理由を添えて協議すること。

#### 【塗工されていないもの】

① 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める「塗工されていない印刷用紙」に係る算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。

② 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方法に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。

③ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

④ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。

⑤ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。

(エ) 印刷 表紙及びあいさつ 片面カラー

上記以外 両面黒1色

#### イ 概要版

(ア) 数量 5,000部

(イ) 形状 A4判 1部あたり本文11ページ

(ウ) 紙質 マットコート紙 A判 110kg

※使用する用紙の基準についてはア(ウ)と同様とする。

(エ) 印刷 両面カラー

(3) 製本

本 編 くるみとじ、背文字あり  
概要版 中とじ（針金2か所とじ）

(4) 校正 2校

(5) 納入期限 令和7年3月26日（水）

(6) 納入場所 地域福祉課

(7) データ提供及び作成

ア 発注者は、本編及び概要版（表紙を除く。）の本文（目次、中扉、あいさつを含む。）の原稿をデータ支給する。

イ 受注者は、企画・デザインした表紙及び発注者が提供した原稿データにより計画書を印刷及び製本する。

ウ 完成品については、盛岡市公式ホームページ等、盛岡市が運営するサイトに、A4判で提供できるよう、PDFファイル及び電子書籍対応データを作成し、納品するものとする。

4 その他

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに仕様書に基づき業務実施計画書を作成し、発注者に提出すること。発注者は、業務実施計画書の提出があったときは、遅滞なくこれを審査し、必要があると認めるときは、受注者と協議するものとする。

(2) 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている作成方法及びイラスト等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が支給又は指示した原稿を使用する場合はこの限りでない。

(3) 受注者は、内校ののち、印刷物の校正刷り及び色校正等を発注者に提出し、発注者の指示に従い、校正なおしを行わなければならない。ただし、発注者が責任校正又は責任校了の指示をした場合は、この限りでない。

(4) 発注者は、必要がある場合には、作成の途中において仕上がり部分の検査を行うことができる。

(5) 本業務において作成した印刷物及びデータ等の著作権は発注者に帰属するものとし、転用を禁ずる。